

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 日

伊勢崎市長 脇 泰 雄

伊勢崎市条例第 44 号

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市部設置条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市部設置条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 13 号を第 14 号とし、第 1 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 市長戦略部

第 2 条中第 13 号を第 14 号とし、第 3 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号ア中「総合企画及び調整」を「経営企画」に改め、同号オ中「広報広聴」の次に「及びシティプロモーション」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中アを削り、イをアとし、ウからキまでをイからカまでとし、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 市長戦略部

ア 秘書に関する事項

イ 重要政策の戦略的推進に関する事項

ウ 官民連携手法の推進及び財産の利活用に関する事項

(伊勢崎市総合計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市総合計画審議会条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画調整課」を「経営企画課」に改める。

(伊勢崎市国民保護協議会条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市国民保護協議会条例（平成 18 年伊勢崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「55人」を「56人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 29 日

伊勢崎市長　臂　泰　雄

伊勢崎市条例第 45 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 6 許可申請等手数料の部の表 45 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 46 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 29 日

伊勢崎市長　臂　泰　雄

伊勢崎市条例第 46 号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成 30 年伊勢崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び市民の安全」を削る。

第2条第3号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、「行う区域」の次に「(以下「埋立等区域」という。)」を加え、「当該区域」を「当該埋立等区域」に改め、同条第4号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改める。

第4条中「行ってはならず、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない」を「行ってはならない」に改める。

第6条第1項中「生じ、及び災害が発生する」を「生じる」に改め、同条第2項中「及び災害の発生」を削る。

第7条第2項を削る。

第8条を削る。

第9条を次のように改め、同条を第8条とする。

(小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第9条 小規模埋立等事業を行おうとする事業者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立等区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等のみによる埋立て等
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等の埋立て等（委託又は請負により行う土砂等の埋立て等を含む。）
 - (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
 - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
 - (5) 一時仮置き事業であって、市長に届け出たもの
 - (6) その他無秩序な土砂等の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土砂等の埋立て等
- 2 前項の搬入計画を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所又は事業所（以下

「事務所等」という。) の所在地及びその代表者の氏名)

- (2) 土砂等の埋立て等の目的
- (3) 埋立等区域の位置及び面積
- (4) 小規模埋立等事業を行う期間
- (5) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量
- (6) 埋立等区域の周辺の地域の土壤の汚染の防止に関する計画

3 前項の届出書には、埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

第10条を削る。

第11条を次のように改め、同条を第9条とする。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第11条 第8条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第8条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第8条第1項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る埋立等事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

第12条第1項中「許可等を受けた」を「第8条第1項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした」に改め、「(以下「許可事業者」という。)」を削り、「許可等を受けた小規模特定事業区域」を「搬入

計画の届出等をした埋立等区域」に改め、同項ただし書中「及び災害の発生」を削り、同条第2項第1号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「基準に該当する」を「基準（以下この条において「性状基準」という。）に適合している」に改め、同項第2号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第3項中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に改め、同項第2号中「性状が規則で定める基準」を「性状基準」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出しを「（小規模埋立等事業の完了等の届出）」に改め、同条第1項中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に改め、同項第1号中「許可等を受けた小規模特定事業」を「搬入計画に係る小規模埋立等事業」に改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第11条とする。

第14条から第19条までを削る。

第20条第1項中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、「又は小規模特定事業の許可等を取り消されたとき」を削り、同条を第12条とする。

第21条第2項中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「許可等に係る小規模特定事業区域」を「搬入計画に係る埋立等区域」に改め、同条を第13条とする。

第22条中「第20条第1項」を「第12条第1項」に、「第20条及び」を「第12条及び」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条を第14条とする。

第23条を次のように改め、同条を第15条とする。

（書類の備置き等）

第23条 搬入計画の届出等をした事業者は、搬入計画を届け出た日から当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日まで、規則で定める書類及び図面を当該届出等に係る埋立等区域又は搬入計画の届出等をした事業者の最寄りの事務所等に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し土壤の

汚染の防止に係る利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

2 搬入計画の届出等をした事業者は、届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第24条及び第25条を削る。

第26条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「許可を受けていない」を「届出をしていない」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「第9条第1項第5号」を「第8条第1項第5号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号から第7号までを削り、同条第8号中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「第12条第1項又は第14条第2項」を「第10条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第9号から第11号までを削り、同条第12号中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「第20条第1項」を「第12条第1項」に、「第21条第1項」を「第13条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第13号中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「第22条」を「第14条」に、「第20条第1項」を「第12条第1項」に、「第21条第1項」を「第13条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第14号中「許可事業者」を「搬入計画の届出等をした事業者」に、「第23条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第15号を削り、同条第16号中「第30条」を「第19条」に、「許可事業者等」を「搬入計画の届出等をした事業者等」に、「第31条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第17号中「第30条」を「第19条」に、「許可事業者等」を「搬入計画の届出等をした事業者等」に、「第31条第2項」を「第20条第2項」に改め、同号を同条第8号とし、同条を第16条とし、第27条を第17条とする。

第28条を削る。

第29条を次のように改め、同条を第18条とする。

(措置命令等)

第29条 市長は、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模埋立等事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による土壤の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模埋立等事業を停止し、又は必要な措置を命じることができる。

第30条中「又は災害の発生」を削り、「許可事業者等」を「搬入計画の届出等をした事業者等」に改め、同条を第19条とする。

第31条第1項中「許可事業者等」を「搬入計画の届出等をした事業者等」に改め、同条第2項中「土砂等の埋立て等を行う区域の許可事業者等」を「埋立等区域の搬入計画の届出等をした事業者等」に改め、「帳簿、」を削り、同条を第20条とし、第32条を第21条とする。

第33条を削り、第34条を第22条とする。

第35条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第18条の規定による命令に違反した」に改め、同条各号を削り、同条を第23条とする。

第36条中「第7条第2項、第8条第2項、第12条第3項又は第27条」を「第10条第3項又は第17条」に改め、同条を第24条とする。

第37条第1号中「第12条第1項本文又は第14条第2項」を「第8条第1項本文、第9条第1項本文若しくは第3項又は第10条第1項本文」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第19条第2項、第21条第1項」を「第13条第1項」に、「第22条」を「第14条」に、「第21条第1項」を「第13条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第31条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第31条第2項」を「第20条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第25条とする。

第38条第1号中「第11条第4項又は第13条第1項」を「第9条第2項又は第11条」に改め、同条第2号中「第23条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第26条とする。

第39条中「第35条から第38条まで」を「第23条から第26条まで」に改め、同条を第27条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第11条第1項の規定により受けている許可については、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例の規定（第11条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する変更の場合に限る。）及び第29条第1項の規定を除く。）の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第47号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

伊勢崎市長 脇 泰 雄

伊勢崎市条例第48号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基

る基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

伊勢崎市長 臨 泰 雄

伊勢崎市条例第49号

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「既存集落」の次に「のうち、市長が指定する土地の区域」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、伊勢崎市都市計画審議会（伊勢崎市都市計画審議会条例（平成17年伊勢崎市条例第174号）第1条に規定する審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定により土地の区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域の変更及び廃止について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の規定により同法第29条、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による許可を受け、この条例による改正後の第3条第1項第1号に規定する市長が指定する土地の区域の区域外となる土地の区域については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に都市計画法第29条、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢崎市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 月 19 日

伊勢崎市長 脇 泰 雄

伊勢崎市条例第 50 号

伊勢崎市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市水道料金等審議会条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 群馬伊勢崎商工会を代表する者

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。